

医療事業部企画運営委員選出基準

平成 27 年 11 月 21 日

(目 的)

第 1 条 職域事業部運営規程第 7 条に定める職域担当理事の推薦、第 8 条に定める企画運営委員の選出については、この規定による。

(選挙管理委員会)

第 2 条 企画運営委員選出に関する事務は選挙管理委員会が行う。

2 選挙管理委員会構成、職務は、役員選任総会決議にかかわる手続規定第 4 条、第 5 条を準用する。

(企画運営委員の種別と数)

第 3 条 企画運営委員の種別と数は次のとおりとする。

- 一 企画運営委員長 1 名
- 二 企画運営副委員長 2 名
- 三 企画運営委員 24 名以内
(委員長、副委員長を含む)

(企画運営委員長及び企画運営副委員長の選出)

第 4 条 企画運営委員長及び企画運営副委員長は立候補した者より選出する。

(企画運営委員の選出)

第 5 条 企画運営委員の候補者は次の者とする。

- 一 地区別に推薦された者
- 二 立候補した者（全国選出運営委員）

(企画運営委員等への立候補)

第 6 条 会員は、企画運営委員長、企画運営副委員長、企画運営委員に立候補することができる。但し、第 4 条第 1 項に基づき企画運営委員に推薦された者は立候補できない。

(地区に推薦する企画運営委員の数、選出方法及び届出)

第 7 条 第 5 条第 1 項第 1 号に定める企画運営委員の数は 14 名とする。

2 前項に基づき選出された地区の連絡、調整にあたる。

3 地区別に推薦された者は、選挙公示に定められた期日までに選挙管理委員会に届出るものとする。

(立候補の届出)

第 8 条 会員は、第 3 条の企画運営委員に立候補する場合、選挙管理委員会に届出なければならない。

(常任企画運営委員の選出)

第9条 常任企画運営委員は、企画運営委員の互選によるものとする。

（企画運営委員の補充）

第10条 企画運営委員の任期中に辞任または死亡等により欠員が生じたときは、次のとおりとする。

- 一 企画運営委員長の欠員については、企画運営委員で決めた順位により企画運営副委員長が代行する。
- 二 企画運営副委員長の欠員については、互選により常任企画運営委員が代行する。
- 三 地区別に選出された企画運営委員については、残任期間にかかわらず企画運営委員を補充する。
- 四 他の企画運営委員の欠員については、その任期前半のときは前回選挙の次点者とし、任期後半のときは欠員とする。但し、過半数の信任が得られなかった場合を除く。

（書面票決代表者の選出）

第11条 職域事業部運営規程第10条に参集する都道府県栄養士会医療職域組織におけるリーダーの他に、都道府県栄養士会医療職域組織書面票決代表者を、都道府県栄養士会医療職域組織において選出する。

2 都道府県栄養士会医療職域組織書面票決代表者の数は、会員数200人を超える都道府県に、200人までごとに1名とする。

（書面票決代表者選出の会員基準）

第12条 都道府県栄養士会医療職域組織書面票決代表者数の基準となる正会員数は企画運営委員長が定める年の2月末現在の会員名簿による。

（都道府県医療職域組織代表者及び書面票決代表者の任期）

第13条 都道府県栄養士会医療職域組織代表者及び書面票決代表者の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

（その他）

第14条 この基準に定めてない事項があるときは、役員選任総会決議にかかわる手続規定を準用する。

（規定の変更）

第15条 この基準の変更は企画運営委員会の議決を経なければならない。